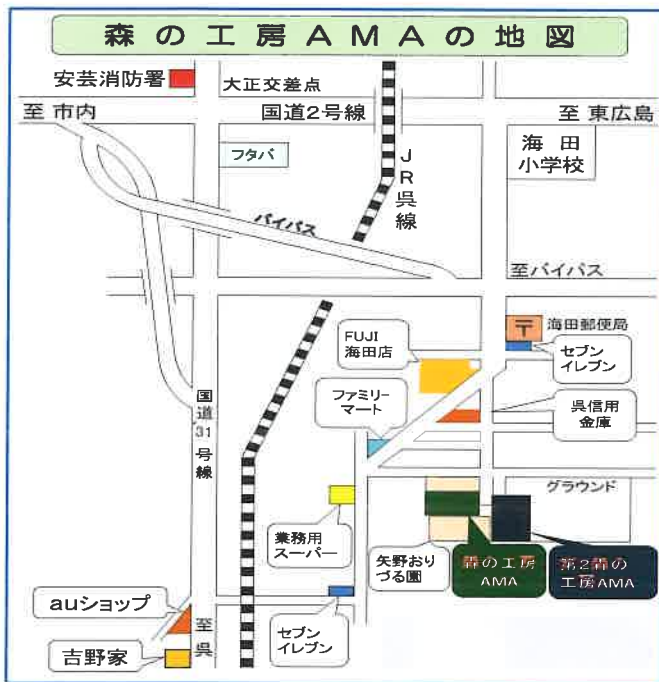




社会福祉法人 安芸の郷



誰もが安心して気持ちよく過ごせて働けて、広くて緑豊かな環境とブルーベリーの栽培と加工、天然酵母パンや焼き菓子、工芸品づくりなどを通して労働と生産、自由活動の喜びが実感できる場所です



社会福祉法人 安芸の郷

本部所在地 広島市安芸区矢野東2丁目4-24

森の工房 AMA 所在地

広島市安芸区矢野東2丁目4-24

電話 082-888-8822 fax 082-888-1551

障害福祉サービス事業所 森の工房みみずく

障害福祉サービス事業所 森の工房あやめ

相談支援事業所 あき 電話 082-516-5126 fax 082-888-1551

第2 森の工房 AMA 所在地

広島市安芸区矢野東2丁目4-26

電話 082-888-8820 fax 082-888-8821

障害福祉サービス事業所 森の工房やの

短期入所サービス事業所 ブルーベリー

E-mail: ama@akinosato.or.jp

Web: www.akinosato.or.jp

毎日発信 ブログ: アキノサトの日記

フェイスブック: 安芸の郷 ツイッター: 安芸の郷

安芸の郷のあゆみ

(1)平成 14(2002)年 8 月に社会福祉法人安芸の郷は法人認可されて、平成 15(2003)年 9 月に森の工房 AMA の建物を完成させて、10 月から知的障害者と精神障害者が通い働く場として事業を開始しました。

(2)安芸の郷は安芸区内の3つの無認可の共同作業所から始まっています。

昭和 61(1986)年 4 月に安芸共同作業所(心身障害者)が船越に、平成 5(1993)年 4 月にあやめ作業所(精神障害者)が船越南に、平成 10(1998)年 4 月に共同作業所みみずくが瀬野に生まれました。そして、平成 11(1999)年 2 月に社会福祉法

人設立を目指して準備会が発足して、故河野和子さまをはじめ行政、地域、団体、個人、当事者組織、建築家や工務会社、そして地域をあげての多くのご協力を頂き、諸準備を進めました。

(3)その過程で事業内容を通所授産施設とすること、知的障害者・定員 40 名と精神障害者・定員 20 名で利用すること、屋上をブルーベリー畑とする緑豊かな環境とすることなどを決めて法人認可後直ちに森の工房 AMA を建設し、事業を開始しました。

(4)あらたな事業所が必要となり、第 2 森の工房 AMA を建設し、平成 24(2012)年 8 月に通所(知的障害者・定員 40 名と精神障害者・定員 20 名)と短期入所(定

員 3 名)の事業を開始しました。現在 3 つの通所事業所の合計定員は 120 名、短期入所定員は 3 名です。

(5)平成 30(2018)年 10 月に相談支援事業所あきを開設しました。



生活介護サービス

森の工房みみずく (建物は森の工房 AMA 内)

(知的障害者・定員 30 名)

作業内容

クッション材製造、リサイクル、作業服の折りたたみ、ブルーベリーの栽培、営繕作業など



森の工房やの (建物は第 2 森の工房 AMA 内)

(知的障害者・定員 40 名)

作業内容

クッション材製造、給雑巾の製造販売、紙すきはがきの製造販売、盆とうろの製造販売、ブルーベリーや花木の苗木の製造販売、段ボール加工、木工品の製造販売、アルミ缶の回収とプレス、ダイレクトメールの袋入れ、洗車、営繕作業など



就労継続支援 B 型サービス

あき (建物は森の工房 AMA 内)

(知的障害者・定員 10 名)

作業内容

ブルーベリー加工品製造 (ジャム、ソース、ジュレ)、ブルーベリーの選別と販売、焼き菓子・ケーキの製造販売、乾燥こんにゃくの販売、アルミ缶などの回収と納品、営繕作業、クッション材製造など



森の工房あやめ (建物は森の工房

AMA 内)

(精神・知的障害者・定員 20 名)

作業内容

天然酵母パン、ラスク、スコーンなどの製造販売、請負作業 (ウエス整理、段ボール加工など)、ブルーベリーの栽培



さくら (建物は第 2 森の工房 AMA

内)

(精神・知的障害者・定員 20 名)

作業内容

Cafe さくらの運営 (コーヒー、ランチ、ブルーベリージュースなどの提供、みみずく、あやめ、やのの事業所で作る商品の販売)、ブルーベリー、野菜の栽培と販売、請負作業 (段ボール加工、パッケージなど)



短期入所サービス

ブルーベリー (建物は第 2 森の工房 AMA 内)

定員 3 名

月～金曜日で利用可能 (土日祝日、年末年始、お盆は休業)

利用契約が必要



相談支援事業サービス

あき (建物は森の工房 AMA 内)

(精神・知的障害者の 18 歳以上の方)

本人及びその家族の希望を聞きながらその方の適切な福祉、保健、就労支援等の相談に社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者が相談に応じます。

事業所でのいろいろな活動の様子

